

財産形成住宅定期預金

(2012年11月12日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産形成住宅定期預金〔スーパー定期5年型〕
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行を財形貯蓄取扱金融機関に指定している会社等にお勤めの満55歳未満のお客さま。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>現在、新規のお取扱いは行っておりません。</p> </div>
3. お預入商品等 (1) お預入商品 (2) お預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期5年ものにお預かりいたします。 ・ 5年以上にわたり定期的にお積み立ていただきます。(年1回以上)
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額・単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として賃金(給与・賞与)から天引きのうえ、定期的にお積み立ていただきます。 ・ 1,000円以上1,000円単位(臨時積立金、補助金等は1円単位でも可) *ただし、お勤め先ごとに別途定めがある場合があります。
5. お支払(払出)方法 (1) 目的 (2) お支払 (払出)時の期限 (3) 一部お支払いの 範囲 (4) 住宅取得の場合の 要件 (5) 増改築等の場合の 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払い出しは、自己の居住する住宅取得費用の充当に限定され、目的外の払い出しは解約となります。なお、一定の要件を備えた増改築等も払出目的として認められます。 ・ 全額払出の場合 住宅を取得した日から1年以内に払出す必要があります。 ・ 一部払い出しの場合 一部払い出し後の残額については、一部払い出しの日から2年以内もしくは住宅を取得した日から1年以内のいずれか早い日までに払い出すことが必要です。 ・ 住宅取得等の費用額か、払出時点における残高の10分の9のいずれか低い額までとされ、その回数は1回のみ認められます。なお、一部払出後、引き続いてのお積み立てもできます。 ・ 床面積が50㎡以上(登記簿上の床面積で判断されます)であること。 ・ 中古住宅の場合は、取得日以前20年(耐火構造の場合25年、一定の耐震基準を満たす場合は制限無し)以内に建設されたものであること。 ・ 原則として、その住宅を取得した勤労者本人の所有名義であり、かつ居住するものであること。 ・ 増改築にかかる費用が75万円超であること。 ・ 原則として増改築等をする住宅が勤労者本人の所有名義であり、かつ居住していること。 ・ 増改築後の床面積が50㎡以上であること(登記簿上の床面積にて判断されます)。 ・ なお、増改築等の場合は財形法に定める一定の工事であることが必要です。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの定期預金のお預入時もしくは自動継続時におけるスーパー定期5年もの(300万円未満)店頭表示利率+0.05%を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 満期時に一括してお支払いします。(お積立期間中はそれぞれのスーパー定期の元金に組み入れます。) ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算、かつ預入日から6ヵ月ごとの複利計算を行います。

7. 自動継続	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの満期日に、元利金合計金額にて5年後の応当日を満期日とするスーパー定期として自動継続します。なお、継続にあたりそれぞれの定期預金と期日を同じくする数口のスーパー定期がある場合は、一口のスーパー定期にまとめて継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 財形年金と併せて550万円まで非課税扱いとなります。 住宅取得目的または一定の要件を備えた増改築等の工事以外の払い出しは要件外払い出しとなり、お利息には5年間遡り20%の税金が課税されます。 また、ご申告された非課税限度額を超過した場合、お利息全額が20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> いたしません。
10. 中途解約（もしくはお支払い）時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 中途解約（もしくはお支払い）される場合は、上記5.の方法により中途解約（もしくはお支払い）することとなった、それぞれのスーパー定期の中途解約（もしくはお支払い）日までの実際の預入期間に応じて、それぞれ【表1】の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。 *お勤め先ごとに払出日等につき別途定めがある場合があります。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 窓口までお問い合わせください。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お一人さま、一契約に限られます。 この預金は、預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 この預金は、自由金利型定期預金（M型）規定にもとづく定期預金です。 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。

【表1】

解約日までの実際の預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	※預入日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年半未満	約定利率×40%
1年半以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年半未満	約定利率×60%
2年半以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

※お預入れ後1ヵ月未満の中途解約の場合で、預入日の普通預金利率が解約日の普通預金利率を上回る時には、解約日の普通預金利率を適用させていただきます。